



株式会社ラック
証券コード：3857

第17回 定時株主総会 電子提供措置事項のうち法令および定款に基づく 書面交付請求による交付書面に記載しない事項

・企業集団の現況

直前3事業年度の財産および損益の状況

主要な事業内容

主要な営業所

使用人の状況

主要な借入先の状況

その他企業集団の現況に関する重要な事項

・会社の現況

株式の状況

新株予約権等の状況

会社役員の状況

責任限定契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

社外役員に関する事項

会計監査人の状況

剰余金の配当等の決定に関する方針

・業務の適正を確保するための体制および

当該体制の運用状況の概要

・連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

・連結注記表

・計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

・個別注記表

・監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

計算書類に係る会計監査報告

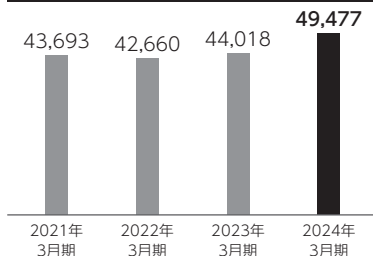
監査役会の監査報告

上記事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

1. 直前3事業年度の財産および損益の状況

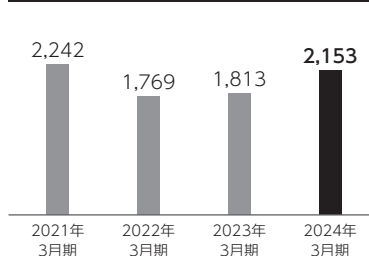
売上高

(単位：百万円)



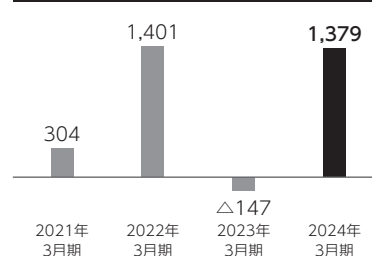
経常利益

(単位：百万円)



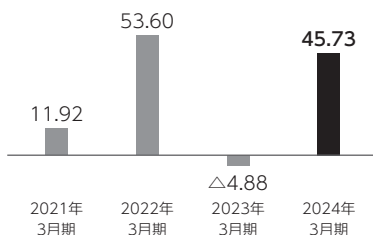
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△)

(単位：百万円)



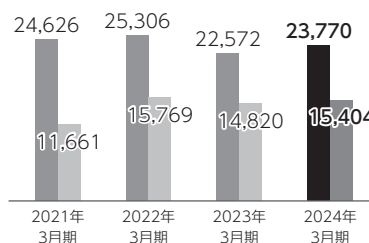
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)

(単位：円)



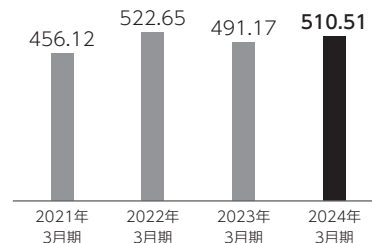
総資産/純資産

(単位：百万円)



1株当たり純資産

(単位：円)



区分	第14期 (2021年3月期)	第15期 (2022年3月期)	第16期 (2023年3月期)	第17期 (当連結会計年度 (2024年3月期))
売上高 (百万円)	43,693	42,660	44,018	49,477
経常利益 (百万円)	2,242	1,769	1,813	2,153
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	304	1,401	△147	1,379
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	11.92	53.60	△4.88	45.73
総資産 (百万円)	24,626	25,306	22,572	23,770
純資産 (百万円)	11,661	15,769	14,820	15,404
1株当たり純資産 (円)	456.12	522.65	491.17	510.51

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託および従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり純資産の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

2. 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業区分	事業内容
セキュリティソリューションサービス事業	情報セキュリティ対策の策定・導入・運用支援、サイバー攻撃緊急対応、セキュリティ構築・運用監視、セキュリティ診断および情報セキュリティ教育等のサービス、ならびにセキュリティ関連商品の販売とその保守サービスの提供
システムインテグレーションサービス事業	情報システムに関するコンサルティングサービスおよび情報システムの設計、開発・構築、運用・保守サービス、ならびに関連商品の販売およびその保守サービス等の提供

3. 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な営業所

本社	東京都千代田区
営業所	東陽町オフィス (東京都江東区) ラックテクノセンター秋葉原 (東京都千代田区) 名古屋オフィス (愛知県名古屋市) 福岡オフィス (福岡県福岡市) ラックテクノセンター北九州 (福岡県北九州市) シンガポール支店 (シンガポール)

② 子会社

株式会社アクシス	福島県喜多方市
株式会社ソフトウェアサービス	東京都千代田区
株式会社ラックサイバーリンク	東京都千代田区

(注) 2024年4月1日付で当社の連結子会社である株式会社ソフトウェアサービスは、商号を株式会社ラックテクノロジーズに変更しております。

4. 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
セキュリティソリューションサービス事業	949名	42名増
システムインテグレーションサービス事業	1,059	20
全社 (共通)	184	1
合 計	2,192	63

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含むほか、契約社員および常用パートを含んでおります。) で記載しております。
2. 使用人数には、使用人兼務役員は含まず、執行役員は含んでおります。
3. 全社 (共通) として記載されている使用人数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
- なお、退職者および子会社管理部門の人員は、その属する事業部門のセグメントに含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,698名	41名増	40.6歳	12.0年

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含むほか、契約社員および常用パートを含んでおります。) で記載しております。
2. 使用人数には、使用人兼務役員は含まず、執行役員は含んでおります。
3. 平均勤続年数は、出向・転籍受入者の出向・転籍元である子会社での勤続年数を通算しております。

5. 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

6. その他企業集団の現況に関する重要な事項

2021年9月13日付で株式会社日本貿易保険が当社に対して請負代金返還等請求訴訟を提起しており、当社は、2021年11月5日付で反訴を提起しております。詳細につきましては、「連結注記表 (連結貸借対照表に関する注記) 」をご参照ください。

1. 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- | | | |
|---------------|------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 普通株式 | 100,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 普通株式 | 31,293,120株 |
| ③ 株主数 | 普通株式 | 18,382名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | | |

株主名	持株数	持株比率
KDDI株式会社	9,784千株	31.59%
株式会社野村総合研究所	3,130	10.10
ラック従業員持株会	1,075	3.47
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	793	2.56
三柴 照和	630	2.03
株式会社バネッセホールディングス	500	1.61
高梨 輝彦	271	0.87
吉田 茂	269	0.86
株式会社SBI証券	228	0.73
本多 一成	171	0.55

- (注) 1. 当社は、自己株式を324千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 株式給付信託および従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式793千株については、連結計算書類および計算書類においては自己株式として表示しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

① 責任限定契約の内容の概要

当社は、各非業務執行取締役および各監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額であります。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社および子会社の取締役、監査役、執行役員および管理監督責任のある従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- a. 取締役 村井純氏は、慶應義塾大学教授、株式会社ワイドリサーチの代表取締役、株式会社ブロードバンドタワーの社外取締役、楽天グループ株式会社の社外取締役、内閣官房参与、デジタル庁顧問、公益財団法人国際文化会館の顧問およびWorld Wide Web Consortium, Inc.のDirectorであります。当社は、慶應義塾大学、株式会社ブロードバンドタワー、楽天グループ株式会社、内閣官房およびデジタル庁との間にセキュリティ関連サービス等の取引関係があります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- b. 取締役 中谷昇氏は、LINEヤフー株式会社の常務執行役員 G C T S O、一般社団法人日本IT団体連盟の常務理事、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターの理事、株式会社ソリトンシステムズの社外取締役および株式会社グラファーの社外取締役であります。当社は、LINEヤフー株式会社、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターおよび株式会社ソリトンシステムズとの間にセキュリティ関連サービス等の取引関係があります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。
- c. 取締役 佐々木通博氏は、株式会社タイトーの常勤監査役およびアクシスルートホールディングス株式会社の社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- d. 取締役 村口和孝氏は、株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズの代表取締役、NTVP投資事業有限責任組合の無限責任組合員、ジャパンケーブルキャスト株式会社

の取締役、株式会社プレミアムウォーターホールディングスの取締役、徳島大学の招聘教授、慶應義塾大学大学院経営管理研究科（慶應ビジネススクール：KBS）の講師、株式会社ジェノメンブレンの代表取締役、株式会社デンタスの社外取締役、JESCOホールディングス株式会社の社外取締役、株式会社ブロードバンドタワーの取締役および株式会社アイ・ピー・エスの社外取締役であります。当社は、株式会社ブロードバンドタワーとの間にセキュリティ関連サービス等の取引関係があります。当社とその他の兼職先との間には特別の関係はありません。

- e. 監査役 蜂屋浩一氏は、朝日税理士法人の代表社員および朝日ビジネスソリューション株式会社の代表取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- f. 監査役 関根良太氏は、DT弁護士法人のパートナー、デロイトトーマツ合同会社のボード外監査委員 兼 リスク&エシックス委員会の委員および有限責任監査法人トーマツの法人外監査委員であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

a. 取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（16回開催）		監査役会（18回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 村井 純	12回	75%	－	－
取締役 中谷 昇	16	100	－	－
取締役 佐々木 通博	16	100	－	－
取締役 村口 和孝	16	100	－	－
監査役 蜂屋 浩一	16	100	18回	100%
監査役 関根 良太	12	100	12	100

（注）監査役 関根良太氏は、2023年6月21日開催の第16回定時株主総会において選任されたため、取締役会および監査役会の開催回数が異なります。就任後の取締役会の開催回数は12回、監査役会の開催回数は12回であります。

- b. 取締役会および監査役会における発言状況ならびに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
- 取締役 村井純氏は審議に関して必要に応じ、主にインターネット技術分野における専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、当社の競争環境等を踏まえた中長期的な視点に基づく企業価値向上への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確

保するための適切な役割を果たしております。

- ・取締役 中谷昇氏は審議に関して必要に応じ、主に国際サイバー犯罪対策分野における専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、また、内部統制委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のすべてに出席しております。当社に求められている社会的要請等を踏まえた中長期的な視点に基づく企業価値向上への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 佐々木通博氏は審議に関して必要に応じ、主にコーポレート分野全般における専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、また、任意の指名・報酬諮問委員会および内部統制委員会の委員として、当事業年度に開催された指名・報酬諮問委員会5回および内部統制委員会4回のすべてに出席しております。経営の透明性の向上とコーポレートガバナンスの強化の助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・取締役 村口和孝氏は審議に関して必要に応じ、主に実業家としての専門的見地から、取締役会では積極的に意見を述べており、また、任意の指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会5回のすべてに出席しております。当社グループの成長戦略および次世代人材育成への適切な助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
- ・監査役 蜂屋浩一氏は審議に関して必要に応じ、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において積極的に意見を述べております。
- ・監査役 関根良太氏は審議に関して必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会および監査役会において積極的に意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

- ① 名称 監査法人アヴァンティア
 ② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	38百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、当社株式を長期的かつ安定的に保有していただくため、継続的に安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本とし、中長期的な視点に立った投資やキャッシュ・フローの状況を勘案のうえ、利益配分を行ってまいります。配当の基本指標はD O E（株主資本配当率）5%としております。

配当につきましては、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、業績を勘案し、期末配当とあわせ年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。この剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

これらの基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金については、当初予定のとおり1株当たり14円の予定です。すでに、2023年12月4日に実施済みの中間配当金1株当たり12円とあわせ年間配当金は1株当たり26円となります。

1. 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの基本方針（2023年4月1日改定）」を決議しており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社および子会社からなる企業集団（以下、本基本方針において「ラックグループ」という）の全ての取締役、監査役、執行役員ならびに従業員の法令等遵守と、適正な業務執行を確保するため、この基本方針を制定する。

① 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、ラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ラックグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令、定款および社内規程を遵守し、企業倫理、社会倫理を踏まえ、業務を遂行すべき旨を周知徹底する。また、その実態の把握および分析を通じた取組を継続することにより、遵守に関する意識を高める。
 - ロ. 当社は、取締役、執行役員および従業員が法令違反やその他法令上疑義のある行為等を発見した場合、適切に対応するため内部通報制度を整備する。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を定める。
 - ハ. 内部監査部門は、内部監査に関する規程に基づき、従業員が適正に職務を執行しているかどうかを監査し、その監査結果を代表取締役社長、取締役会および監査役会に報告する。
- 二. 当社は、反社会的勢力とは取引関係も含めて一切の関係をもたない。反社会的勢力からの要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係わる情報の保存ならびに管理に関する体制

株主総会、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定に係わる情報は、管理規程を定めて適切に記録・保存・管理するとともに、必要に応じて管理規程の見直しを行い、株主を含む権限者および必要な関係者が閲覧できる体制を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 経営上の重要事項に関しては、取締役会もしくは、その他の重要な意思決定機関において、必要なリスク評価を行った上で、最終的に評価・決裁する体制を整備・運用する。

- ロ. ラックグループの事業活動全般にわたり生じうるリスクについて、リスク情報の把握、評価・分析、対策、体制等について定めた規程を整備し、リスクを最小限に抑える体制を構築するとともに、リスク管理およびリスクマネジメント活動の維持・推進にあたる。
- ハ. 不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実に行うため、危機管理に関する規程を制定し、緊急時における対応体制を整備する。また、発生した事件、事故等の履歴を管理し、再発防止に努める。

④ 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社は、取締役会を定期的開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役の責任と権限に関する基本事項を定めた取締役会規程に基づき、適正かつ効率的に職務を執行する。
- ロ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織および業務分掌に関する規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ハ. 取締役会を経営方針の決定と業務執行の監督を行う機関として位置付けるため、執行役員制度を導入し、執行役員への権限委譲を図り、業務執行の効率化と迅速化を推進する。

⑤ ラックグループにおける業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社は、本基本方針を子会社と共有し、グループ全体における周知徹底を図る。
- ロ. 子会社の管理については、関係会社管理に関する規程において基本的事項を定め、各社における経営の重要事項などを当社に報告し、必要な場合には事前に承認を得る体制を整備する。
- ハ. 当社の定めるリスクマネジメント方針を子会社と共有するとともに、各社から定期的にリスク評価および対策について報告を受ける体制を整備する。
- ニ. 子会社については、各社の業種、規模等に応じた管理体制を整備する。また、子会社各社には、当社から取締役および監査役を派遣し、各社の経営管理ならびに職務の執行の管理監督を行う。
- ホ. ラックグループコンプライアンスポリシーを、子会社各社に周知徹底する。また、内部監査部門は、子会社の内部統制の構築・運用状況を監査する。
- ヘ. ラックグループにおける法令違反などの問題を早期に発見し対応するため、子会社各社において、当社の内部通報制度を利用可能とし、その旨周知する。

⑥ ラックグループに係る財務報告の適正性を確保するための体制

- イ. ラックグループにおける財務報告については、金融商品取引法に基づく内部統制システムを

構築し、信頼性を確保する。

- ロ. 財務報告に係る内部統制として、全社的な内部統制の状況や重要な業務プロセス等の把握・点検により、評価および改善を行う体制を整備する。

- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項**
当社は、監査役の求めがあったときは、監査役の職務を補助する従業員として適切な人材を配置する。

- ⑧ **前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事権にかかる事項については監査役会と協議のうえ決定する。

また、当該従業員に対しては、取締役の指揮命令からの独立性を確保し、監査役の指示の実効性確保に努める。

- ⑨ **取締役、執行役員および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. ラックグループの取締役、執行役員および従業員は、監査役からの要請に応じ、その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 監査役に対して、ラックグループの取締役、執行役員および従業員が、重大なコンプライアンス違反、信用毀損他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があること等を報告する体制を整備するとともに、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行わない。
- ハ. 監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則って会社が負担する。

- ⑩ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役が、代表取締役社長と定期的に会合を開催し、意見交換を行う体制を整備する。
- ロ. 監査役が、取締役会の他、経営会議等の重要な意思決定が行われる会議へ出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および従業員から説明を求めるために必要な体制を整備する。
- ハ. 内部監査部門長の任免にあたっては、事前に監査役の同意を得ることにより、監査役が内部監査部門との連携を強化するために必要な体制を整備する。
- ニ. 監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図るための環境を整備する。
- ホ. その他、監査役の監査が実効的に行われるために、必要な体制を整備する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおける「内部統制システムの基本方針」に基づく、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

① 取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

企業倫理、社会倫理を踏まえ、業務を遂行すべき旨を周知徹底するため、企業行動規範、社員行動指針およびラックグループコンプライアンスポリシーを制定し、ウェブサイトに掲載し常時提示するとともに、当社グループの各子会社へ周知徹底し、グループ全社員を対象とした定期的な研修に加え、テーマを絞ったコンプライアンス研修を随時実施しております。また、全社員を対象としたアンケートを実施し、コンプライアンスに対する意識を高めるよう努めております。

コンプライアンスに関する相談や通報のための内部通報制度については、職歴、適性等を踏まえて選任した管理職1名および常勤監査役を通報窓口とするほか、さらに匿名性或客観性を確保するため弁護士1名も通報窓口とし、社内・社外、性別、年齢等において多様性も考慮した制度運用の整備に努めております。また、通報等の内容を秘守するとともに、通報者への不利益な扱いを行わない旨を規定し、適切に運用しております。

なお、内部監査部門は、業務監査を実施し、監査結果については、適宜、報告を行っております。

反社会的勢力との関係遮断への取組については、企業行動規範と社員行動指針等において関係遮断を徹底することを定め、グループ全社員に周知しております。また、社内に主管部門を設け、警察当局等と連携した情報収集により、関係の排除に取り組んでおります。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係わる情報の保存ならびに管理に関する体制

株主総会、取締役会、その他の重要な意思決定に係わる情報は、それぞれの管理規程に従い議事録または稟議書等の重要な意思決定の記録を作成のうえ、文書管理規程に基づき保存・管理し、所要の閲覧に対応できるよう運用しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの事業活動全般にわたり生じうるリスクの管理について、リスクマネジメント規程を中心に、関連規程を整備しております。

当社では、リスク統括委員会、内部統制委員会およびその傘下にBCP、コンプライアンスリスク、リスクマネジメントの3分科会を設置し、事業継続、コンプライアンス、その他事業運営上のリスク等について、組織横断的にリスクへの対応状況のモニタリングおよび対策推進を図っております。また、各部門・子会社単位のリスクアセスメントに基づくリスク対策を立案・実施し、半期

ごとのリスク状況および対策実施状況の点検を通じて、リスクマネジメント活動を維持、推進しております。

なお、当事業年度においては、リスク統括委員会は5回、BCP分科会は4回、コンプライアンスリスク分科会は6回、リスクマネジメント分科会は1回開催しました。

不測の事態が発生した場合に迅速に対処し、事業継続および復旧活動を着実に行うため、危機管理規程を制定し、緊急時における対応体制の整備と継続的な改善を図っており、当事業年度においては、引き続き多くの社員が在宅勤務を実施していることから、ゼロトラスト対応推進の一環としてPCやスマートフォン等のデバイス管理やセキュリティ対策の強化を進めております。緊急事態発生時にリモートでも緊急対策本部を運営可能とするための体制等の整備を行いました。また、年に1回BCP訓練を実施しており、当事業年度においては、危機発生時に社員の安否確認を確実に実現することを目的とした訓練を実施し、得られた結果から改善活動を実施しております。

また、インシデント分析の月次および四半期報告により、発生事象の再発防止に努めるとともに、水平展開等による注意喚起と意識向上を図るほか、標的型攻撃メール訓練等、事故が発生した場合を想定した訓練の実施に加え、グループ会社を含め情報モラル研修、テレワークなど昨今のテーマを盛り込んだ情報セキュリティ研修など各種研修を実施し、事故の未然防止対策と事故発生時の対応力強化に努めております。

④ 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

責任と権限に関する基本事項を定めた取締役会規程に基づき、取締役会は、毎月定期的に開催するほか、必要に応じ適宜開催し、適正かつ効率的な職務執行を図っております。

また、執行役員制度を導入しており、経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図り、意思決定の透明性を向上させるため、執行役員と当社との契約関係は委任契約とし、各領域を執行役員の担当制としております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、その一部権限を執行役員により構成される経営会議に委譲することに加え、組織分掌規程において、各職位の役割と責任、執行手続きの詳細について規定し、その具体的な執行権限は、稟議規程および職務権限規程に定めております。

なお、当事業年度においては、取締役会は16回、経営会議は46回開催しました。

⑤ ラックグループにおける業務の適正を確保するための体制

ラックグループのポータルサイトにおいて、子会社向けにも内部統制システムの基本方針、コンプライアンスポリシー、企業行動規範と社員行動指針を掲示し、周知徹底を図っております。

また、子会社の社長および当社のグループ会社を管轄する執行役員をメンバーとする子会社との連絡会議を必要に応じて個別に開催し、必要事項を共有しております。

子会社の管理については、子会社の経営上の重要事項等に関する当社への報告、事前承認手続き等、関係会社管理に関する基本的事項を関係会社管理規程に規定し運営しております。

子会社には、当社から取締役および監査役を派遣し、各社の経営管理ならびに職務執行の管理監督を行っているほか、内部監査部門が、リスクに応じ子会社の業務監査を実施し、内部統制システムの構築・運用状況を評価しております。

また、子会社においても当社の内部通報制度の利用を可能としており、その旨を子会社に周知しております。

⑥ ラックグループに係る財務報告の適正性を確保するための体制

ラックグループの財務報告において、内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備および運用しております。また、財務報告に係る全社的な内部統制状況の把握・点検を行うとともに、重要な業務プロセスについては標準業務手順書（SOP）およびリスク・コントロール・マトリクス（RCM）等を用い、状況を把握し点検を行っております。これらを通じ、運用状況を評価し、必要に応じた改善活動を行っております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役の職務を補助する従業員として、専任のスタッフを配置しております。

⑧ 前項の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき従業員の任命・異動等については、事前に監査役の同意を得たうえで、監査役の指示の実効性が確保されるよう運用しております。

⑨ 取締役、執行役員および従業員が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、経営会議、その他重要会議に出席するほか、テーマに応じ四半期毎、さらに必要に応じて適宜に実施する代表取締役との意見交換や、監査役による取締役や執行役員等のインタビューにおいて業務執行等の状況の報告を受けております。また、内部通報窓口に常勤監査役を置くなど、監査役に対する執行側からの主体的な報告体制についても、整備拡充に努めております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人と定期的に情報交換等を実施し、監査計画の説明や内部統制の状況等について適宜報告を受けております。さらに、内部監査部門と日常的に情報交換、連携等を図るほか、内部監査部門長の任免に関する事前同意権を有し、監査の実効性の確保に努めております。また、監査役が、重要な意思決定が行われる会議へ出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、適宜、説明を求めることができる体制を整備しております。

なお、監査役の職務執行に必要な費用は、法令に則り、会社が負担しております。

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	2,648,075	5,659,036	7,106,213	△612,633	14,800,691
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△800,654		△800,654
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,379,872		1,379,872
自己株式の取得				△242,250	△242,250
自己株式の処分		157,585		85,931	243,516
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	157,585	579,218	△156,318	580,484
当連結会計年度末残高	2,648,075	5,816,621	7,685,432	△768,951	15,381,176

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,188	17,406	19,594	14,820,286
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△800,654
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,379,872
自己株式の取得				△242,250
自己株式の処分				243,516
株主資本以外の項目の当連 結会計年度変動額(純額)	△15,103	19,033	3,929	3,929
当連結会計年度変動額合計	△15,103	19,033	3,929	584,414
当連結会計年度末残高	△12,915	36,439	23,523	15,404,700

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 4社
- ・ 連結子会社の名称 株式会社アクシス
株式会社ソフトウェアサービス
株式会社ラックサイバーリンク
CSLINK Co.,Ltd.

2024年4月1日付で株式会社ソフトウェアサービスは株式会社ラックテクノロジーズへ商号変更しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 持分法適用の非連結子会社及び関連会社数 2社
- ・ 主要な会社等の名称 KDDIデジタルセキュリティ株式会社
ニューリジェンセキュリティ株式会社

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 株式会社ジャパン・カレント
- ・ 持分法を適用しない理由

株式会社ジャパン・カレントの当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

①連結の範囲の変更

該当事項はありません。

②持分法の適用の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・市場価格のない株式等…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法を採用しております。当社が出資する投資事業組合等に対する出資については、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券を加減しております。

ロ. デリバティブ

時価法を採用しております。

ハ. 棚卸資産

- ・商品……主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・仕掛品……主に個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～38年
構築物	10年～35年
工具、器具及び備品	4年～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

株式会社アクシスは、従業員の賞与の支給に充てるため、支給対象期間に基づく賞与支給見込額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見積り額を計上しております。

ニ. 役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社役員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

ホ. 従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④収益及び費用の計上基準

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、通常の支払い条件は、1年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. セキュリティソリューションサービス事業

セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービスの提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

セキュリティ運用監視サービスの提供については、主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり均等に収益を認識しております。

セキュリティ製品販売、セキュリティ保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスやソリューションの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ロ. システムインテグレーションサービス事業

開発サービスの提供については、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

HW/SW（ハードウェア及びソフトウェア）販売、IT保守サービスは、主に他社から仕入れて販売をしております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ソリューションサービスの提供については、主に、契約書に定義したサービス提供の内容及び期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

⑤重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑥のれんの償却方法及び償却期間

20年以内の合理的な年数で定額法により償却しております。

⑦退職給付に係る負債の計上基準

CSLINK Co.,Ltd.は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月12日開催の指名・報酬諮問委員会に、対象者の変更について諮問し相当である旨の答申を得て、2020年6月19日開催の取締役会決議にて、取締役会長以外の非業務執行取締役を除き、取締役を兼務しない執行役員を本制度の対象としております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、取締役（非業務執行取締役を除き、取締役会長を含みます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、受益者要件を満たす者（当社の取締役等の地位から退任した者。ただし、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した者又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった者は、給付を受ける権利を取得できない。）に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、256,924千円及び302,800株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(2) 従業員向け株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気が高まることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、426,891千円及び490,400株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	440,343千円

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産について、スケジュールリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとして繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の計上及び耐用年数の見積りの変更)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等も予定されていなかったことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

当社は、2023年9月22日開催の取締役会において、オフィスの一部解約を決議したことに伴い、原状回復費用及び原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが可能になったため、資産除去債務を232,544千円計上しております。

また、第2四半期連結会計期間において、オフィスの一部解約後利用見込みのない固定資産について耐用年数の短縮をしております。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ114,194千円減少しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額 3,933,948千円

(2)偶発債務

当社は、2021年9月13日付にて、株式会社日本貿易保険（以下、「NEXI」といいます。）より、2017年3月31日付で締結した次期貿易保険システム業務システム開発請負契約に関し、既払金の返還、違約金の支払、損害賠償、不当利得返還等の支払いを求める請負代金返還等請求訴訟5,803,843千円の提起を受けております。

一方、当社からも同年11月5日付でNEXIに対して損害賠償請求等3,704,976千円の支払いを求める反訴を提起しております。

当社としては、今回のNEXIの請求は根拠がないものと考えており、訴訟手続において、当社の請求の正当性を明らかにする所存です。本件の訴訟及び当社の反訴が当社の今期業績に与える影響は現時点ではないと判断しております。

8. 連結損益計算書に関する注記

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京都千代田区	ソフトウェア	148,811千円

想定した収益が見込めなくなった事業用ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

9. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	31,293,120	—	—	31,293,120

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	1,119,399	323,000	324,400	1,117,999

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式（当連結会計年度期首471,600株、当連結会計年度末793,200株）が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加は、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の取得による増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少のうち、323,000株は株式給付信託及び従業員向け株式給付信託への第三者割当による自己株式処分による減少であり、1,400株は従業員向け株式給付信託の給付による減少であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

イ. 2023年6月21日開催の第16回定時株主総会決議による配当に関する事項

普通株式

- ・配当金の総額 429,034千円
- ・1株当たり配当額 14.00円
- ・基準日 2023年3月31日
- ・効力発生日 2023年6月22日

- (注) 2023年6月21日開催の第16回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金6,602千円が含まれております。

□. 2023年11月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

普通株式

- ・ 配当金の総額 371,619千円
- ・ 1株当たり配当額 12.00円
- ・ 基準日 2023年9月30日
- ・ 効力発生日 2023年12月4日

(注) 2023年11月9日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金9,524千円が含まれております。

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2024年6月25日開催予定の第17回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

普通株式

- ・ 配当金の総額 433,556千円
- ・ 1株当たり配当額 14.00円
- ・ 基準日 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 2024年6月26日

(注) 2024年6月25日開催予定の第17回定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する自社の株式に対する配当金11,104千円が含まれております。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業の計画や見通しを踏まえた資金計画に基づき、資金調達については主に銀行借入により行い、資金運用については主に短期的な預金など安全性及び流動性が高い金融商品で運用しております。デリバティブ取引は、金利、為替変動等によるリスクの回避に限定し、投機的な取引は行わない方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

売掛金には顧客の信用リスクがありますが、販売管理規程に従って取引先ごとに回収期日管理と残高管理を行うことにより当該リスクの低減を図っております。

投資有価証券は主に株式及び投資事業組合出資であり、市場価格の変動に伴う市場リスク、実質価額の変動等に伴う価格変動リスクがありますが、発行体の財務状況や時価、財産、運用状況等を定期的に把握することによりリスク管理を行っております。

敷金及び保証金は、主にオフィスの賃借に伴うものであり、差入先の信用リスクがあります。

買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、当社グループでは、担当部署が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券			
株式	571,640	571,640	—
その他	179,700	179,700	—
敷金及び保証金	1,224,343	1,210,256	△14,086
資産計	1,975,683	1,961,596	△14,086
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	124,738	124,738	0
負債計	124,738	124,738	0
デリバティブ取引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

現金及び預金、売掛金

これらはすべて短期のものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

負 債

買掛金

買掛金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しております。

デリバティブ取引

該当するものではありません。

2. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	814,659
投資事業組合出資	74,662

これらについては(2)の表の「投資有価証券」には含めておりません。

投資事業組合出資については、連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上しているため、時価については記載を省略しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
売掛金	8,110,491	—	—	—
敷金及び保証金	624,563	8,887	590,891	—
合計	8,735,055	8,887	590,891	—

4. リース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
リース債務	64,741	59,997	—	—
合計	64,741	59,997	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定された時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1. 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	571,640	—	—	571,640
その他	—	—	179,700	179,700
資産計	571,640	—	179,700	751,340

2. 時価をもって連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	1,210,256	—	1,210,256
資産計	—	1,210,256	—	1,210,256
リース債務 (1年内返済予定のものを含む)	—	124,738	—	124,738
負債計	—	124,738	—	124,738

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

その他は新株予約権であり、観察できない時価の算定に係るインプット使用しているため、レベル3の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金は、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

リース債務 (1年内返済予定のものを含む)

リース債務は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
見積りの変更による増加額	232,544千円
期末残高	<u>232,544千円</u>

連結貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等が予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

資産除去債務の金額の見積りの変更

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等も予定されていなかったことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

当社は、2023年9月22日開催の取締役会において、オフィスの一部解約を決議したことに伴い、原状回復費用及び原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが可能になったため、資産除去債務を232,544千円計上しております。

12. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はありません。

13. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	セキュリティソリューションサービス事業	システムインテグレーションサービス事業	計	
セキュリティコンサルティングサービス (注)	3,898,786	—	3,898,786	3,898,786
セキュリティ診断サービス (注)	3,018,962	—	3,018,962	3,018,962
セキュリティ運用監視サービス (注)	6,598,875	—	6,598,875	6,598,875
セキュリティ製品販売	7,773,067	—	7,773,067	7,773,067
セキュリティ保守サービス	869,475	—	869,475	869,475
開発サービス (注)	—	18,218,914	18,218,914	18,218,914
HW/SW販売	—	3,530,691	3,530,691	3,530,691
IT保守サービス	—	3,092,984	3,092,984	3,092,984
ソリューションサービス (注)	—	2,475,383	2,475,383	2,475,383
顧客との契約から生じる収益	22,159,167	27,317,973	49,477,141	49,477,141
外部顧客への売上高	22,159,167	27,317,973	49,477,141	49,477,141

(注) セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービス、セキュリティ運用監視サービス、開発サービス及びソリューションサービスについては、主に役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 連結注記表「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (5)会計方針に関する事項 ④収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報
 ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,723,341
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	8,103,379
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	7,112
契約負債（期首残高）	937,476
契約負債（期末残高）	1,245,054

契約資産は、主に開発サービスの提供等において進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収等により売上債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に監視サービス及び製品販売、保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、763,414千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引金額の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度
1年以内	19,821,461
1年超2年以内	2,472,398
2年超3年以内	1,068,388
3年超	947,690
合計	24,309,939

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 510円51銭

(2) 1株当たり当期純利益 45円73銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、株式給付信託は302,800株、従業員向け株式給付信託は490,400株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、株式給付信託は245,354株であり、従業員向け株式給付信託は420,405株であります。

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部	
流動資産	16,450,679
現金及び預金	5,139,572
売掛金	7,465,582
商品	1,991,600
仕掛品	344,739
貯蔵品	3,249
前渡金	601,001
前払費用	709,128
関係会社短期貸付金	98,895
未収入金	67,075
その他	29,832
固定資産	7,772,646
有形固定資産	1,137,834
建物	478,588
工具、器具及び備品	641,223
リース資産	14,022
建設仮勘定	4,000
無形固定資産	963,742
ソフトウェア	792,603
ソフトウェア仮勘定	86,306
リース資産	77,757
その他	7,074
投資その他の資産	5,671,070
投資有価証券	1,017,330
関係会社株式	2,862,212
敷金及び保証金	1,195,766
長期前払費用	170,137
繰延税金資産	409,973
その他	19,950
貸倒引当金	△4,300
資産合計	24,223,326

負債の部	
流動負債	7,794,294
買掛金	4,090,220
関係会社短期借入金	146,776
リース債務	45,494
未払金	522,992
未払費用	348,602
未払法人税等	566,542
契約負債	1,243,636
受注損失引当金	32,280
資産除去債務	232,544
その他	565,205
固定負債	448,302
リース債務	46,285
役員株式給付引当金	54,762
従業員株式給付引当金	347,254
負債合計	8,242,597
純資産の部	
株主資本	15,993,644
資本金	2,648,075
資本剰余金	6,354,671
資本準備金	1,898,075
その他資本剰余金	4,456,596
利益剰余金	7,759,849
その他利益剰余金	7,759,849
繰越利益剰余金	7,759,849
自己株式	△768,951
評価・換算差額等	△12,915
その他有価証券評価差額金	△12,915
純資産合計	15,980,728
負債純資産合計	24,223,326

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	45,914,486
売上原価	37,020,609
売上総利益	8,893,877
販売費及び一般管理費	7,200,201
営業利益	1,693,675
営業外収益	
受取利息	723
受取配当金	407,059
助成金収入	2,601
その他	27,664
	438,049
営業外費用	
支払利息	1,671
支払手数料	15,674
為替差損	35,596
投資事業組合運用損	3,698
その他	1,729
	58,370
経常利益	2,073,354
特別利益	
固定資産売却益	1,899
投資有価証券売却益	61,265
	63,165
特別損失	
固定資産除却損	52
減損損失	148,811
投資有価証券評価損	58,569
	207,433
税引前当期純利益	1,929,086
法人税、住民税及び事業税	502,200
法人税等調整額	△59,584
当期純利益	1,486,470

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	2,648,075	1,898,075	4,299,011	6,197,086	7,074,033	7,074,033	△612,633	15,306,561
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△800,654	△800,654		△800,654
当期純利益					1,486,470	1,486,470		1,486,470
自己株式の取得							△242,250	△242,250
自己株式の処分			157,585	157,585			85,931	243,516
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	-	-	157,585	157,585	685,816	685,816	△156,318	687,083
当 期 末 残 高	2,648,075	1,898,075	4,456,596	6,354,671	7,759,849	7,759,849	△768,951	15,993,644

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	2,188	2,188	15,308,749
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△800,654
当期純利益			1,486,470
自己株式の取得			△242,250
自己株式の処分			243,516
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△15,103	△15,103	△15,103
当期変動額合計	△15,103	△15,103	671,979
当 期 末 残 高	△12,915	△12,915	15,980,728

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

イ. 子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. その他有価証券

- ・ 市場価格のない株式等…… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・ 市場価格のない株式等…… 主として移動平均法による原価法を採用しております。当社が出資する投資事業組合等に対する出資については、当社の持分相当損益を営業外損益に計上し、投資有価証券を加減しております。

ハ. デリバティブ

時価法を採用しております。

②棚卸資産

- ・ 商品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・ 貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～15年
工具、器具及び備品	4年～10年

②無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見積り額を計上しております。

③役員株式給付引当金

役員株式給付規程に基づく当社役員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

④従業員株式給付引当金

従業員株式給付規程に基づく当社従業員への当社株式の交付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

なお、通常の支払い条件は、１年以内であるため、重要な金融要素は含まれておりません。

イ. セキュリティソリューションサービス事業

セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービスの提供については、顧客との契約における履行義務の充足に従い、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引

開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合等は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

セキュリティ運用監視サービスの提供については、主に、顧客にサービスが提供される時間の経過とともに履行義務が充足されるため、契約書に定義したサービス提供期間にわたり均等に収益を認識しております。

セキュリティ製品販売、セキュリティ保守サービスは、主に他社から仕入れて販売しております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスやソリューションの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ロ. システムインテグレーションサービス事業

開発サービスの提供については、作業の進捗に伴って顧客に成果が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積ることにより、サービス提供期間にわたり収益を認識しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合及び一時点で履行義務が充足される場合は、サービス提供が完了した時点において収益を認識しております。

HW/SW（ハードウェア及びソフトウェア）販売、IT保守サービスは、主に他社から仕入れて販売しております。製品の仕入販売については、出荷と引渡し時点で重要な相違はないため製品を出荷した時点で、他社が提供する保守サービスの販売については、当該サービスが顧客に提供開始された時点で、顧客に当該製品等に対する支配が移転したと判断し、収益を認識しております。

ソリューションサービスの提供については、主に、契約書に定義したサービス提供の内容及び期間に応じて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

(1) 株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の第9回定時株主総会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の取締役（社外取締役は除きます。）に対する株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しており、2020年6月12日開催の指名・報酬諮問委員会に、対象者の変更について諮問し相当である旨の答申を得て、2020年6月19日開催の取締役会決議にて、取締役会長以外の非業務執行取締役を除き、取締役を兼務しない執行役員を本制度の対象としております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた役員株式給付規程に基づき、取締役（非業務執行取締役を除き、取締役会長を含みます。）及び取締役を兼務しない執行役員（以下「取締役等」といいます。）に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、取締役等に対し役員株式給付規程に基づき定まる数のポイントを付与し、受益者要件を満たす者（当社の取締役等の地位から退任した者。ただし、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した者又は在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為があった者は、給付を受ける権利を取得できない。）に当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。取締役等が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。取締役等に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、取締役等に対して中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資

産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、256,924千円及び302,800株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

(2) 従業員向け株式給付信託

当社は、2016年6月21日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月29日より、当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

①取引の概要

本制度は、予め当社が定めた従業員株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対しポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退職時となります。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への意欲や士気が高まることが期待されます。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）を適用し、本制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

②信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当事業年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、426,891千円及び490,400株であります。

③総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額
該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	409,973千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、スケジュールリング可能な将来減算一時差異について回収可能性があるものとして繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提となる条件や仮定に変更が生じ、課税所得が変動した場合には、繰延税金資産の評価に影響を与える可能性があります。

6. 会計上の見積りの変更に関する注記

(資産除去債務の計上及び耐用年数の見積りの変更)

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等も予定されていなかったことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

当社は、2023年9月22日開催の取締役会において、オフィスの一部解約を決議したことに伴い、原状回復費用及び原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが可能になったため、資産除去債務を232,544千円計上しております。

また、第2四半期会計期間において、オフィスの一部解約後利用見込みのない固定資産について耐用年数の短縮をしております。

この見積りの変更により、従来の方法に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ114,194千円減少しております。

7. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|---------------------------------|-------------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 3,027,452千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。 | |
| ① 短期金銭債権 | 199,613千円 |
| ② 短期金銭債務 | 354,072千円 |
| (3) 偶発債務 | |

当社は、2021年9月13日付にて、株式会社日本貿易保険（以下、「NEXI」といいます。）より、2017年3月31日付で締結した次期貿易保険システム業務システム開発請負契約に関し、既払金の返還、違約金の支払、損害賠償、不当利得返還等の支払いを求める請負代金返還等請求訴訟5,803,843千円の提起を受けております。

一方、当社からも同年11月5日付でNEXIに対して損害賠償請求等3,704,976千円の支払いを求める反訴を提起しております。

当社としては、今回のNEXIの請求は根拠がないものと考えており、訴訟手続において、当社の請求の正当性を明らかにする所存です。本件の訴訟及び当社の反訴が当社の今期業績に与える影響は現時点ではないと判断しております。

8. 損益計算書に関する注記

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 1,393,173千円 |
| 外注費他 | 1,998,817千円 |
| 販売費及び一般管理費 | 459,501千円 |
| 営業取引以外の取引高 | 408,316千円 |

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

用途	場所	種類	減損損失
事業用資産	東京都千代田区	ソフトウェア	148,811千円

想定した収益が見込めなくなった事業用ソフトウェアの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

9. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	1,119,399	323,000	324,400	1,117,999

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数には、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の信託財産として株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式(当事業年度期首471,600株、当事業年度末793,200株)が含まれております。
2. 自己株式の株式数の増加は、株式給付信託及び従業員向け株式給付信託の取得による増加であります。
3. 自己株式の株式数の減少のうち、323,000株は株式給付信託及び従業員向け株式給付信託への第三者割当による自己株式処分による減少であり、1,400株は従業員向け株式給付信託の給付による減少であります。

10. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税・未払事業所税	68,368千円
投資有価証券評価損	72,728千円
関係会社株式評価損	39,365千円
株式給付引当金	123,097千円
減価償却超過額	63,301千円
その他有価証券評価差額金	5,700千円
仕掛品評価損	382,234千円
その他	181,658千円
繰延税金資産小計	936,456千円
評価性引当額	△526,483千円
繰延税金資産合計	409,973千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等一時差異でない項目	0.4%
住民税均等割	0.6%
受取配当金	△6.5%
賃上げ促進税制による税額控除	△3.5%
評価性引当振替	1.3%
その他	△0.0%
小計	△7.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	22.9%

11. 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ. 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ. 当該資産除去債務の金額の算定方法

残存使用見込期間は短期間であり、割引計算による金額の重要性が乏しいことから、割引前の見積り額を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ. 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	－千円
見積りの変更による増加額	232,544千円
期末残高	<u>232,544千円</u>

貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現在のところ移転等が予定されていないものについては、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

資産除去債務の金額の見積りの変更

当社は、賃貸借契約に基づき使用する事務所等について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、移転等も予定されていなかったことから、資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりませんでした。

当社は、2023年9月22日開催の取締役会において、オフィスの一部解約を決議したことに伴い、原状回復費用及び原状回復義務の履行時期を合理的に見積ることが可能になったため、資産除去債務を232,544千円計上しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 アクシス	福島県 喜多方市	100,000	情報システムに関する データセンターの運用・保守サービスの提供	(所有) 直接100.0	—	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注)	137,600	—	—
子会社	株式会社 ソフトウェアサービス	東京都 千代田区	48,000	情報システムに関するアプリケーションソフトウェアの開発及びシステムの運用・保守サービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注)	144,000	—	—
子会社	株式会社 ラックサイバーリンク	東京都 千代田区	70,700	情報システムに関するソリューション、コンサルティングサービスの提供	(所有) 直接100.0	兼任 1名	情報システムに関するサービスの委託	配当金の受取 (注)	79,032	—	—
関連会社	KDDIデジタルセキュリティ株式会社	東京都 千代田区	250,000	au経済圏及びKDDIグループへの総合的なセキュリティソリューションの提供	(所有) 直接49.0	—	情報システムに関するサービスの受託及び商品の販売	配当金の受取 (注)	46,427	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 配当金の受取については、経営環境や業績動向を勘案し、合理的に決定しております。

13. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

14. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	セキュリティソリューションサービス事業	システムインテグレーションサービス事業	計	
セキュリティコンサルティングサービス (注)	3,898,786	－	3,898,786	3,898,786
セキュリティ診断サービス (注)	3,018,962	－	3,018,962	3,018,962
セキュリティ運用監視サービス (注)	5,981,299	－	5,981,299	5,981,299
セキュリティ製品販売	7,773,067	－	7,773,067	7,773,067
セキュリティ保守サービス	869,475	－	869,475	869,475
開発サービス (注)	－	16,141,894	16,141,894	16,141,894
HW/SW販売	－	3,530,691	3,530,691	3,530,691
IT保守サービス	－	3,092,984	3,092,984	3,092,984
ソリューションサービス (注)	－	1,607,324	1,607,324	1,607,324
顧客との契約から生じる収益	21,541,592	24,372,894	45,914,486	45,914,486
外部顧客への売上高	21,541,592	24,372,894	45,914,486	45,914,486

(注) セキュリティコンサルティングサービス、セキュリティ診断サービス、セキュリティ運用監視サービス、開発サービス及びソリューションサービスについては、主に役務に対する支配が一定期間にわたり移転するため、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識しております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
 個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4)収益及び費用の計上基準」に
 同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。
- (3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報
 ①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,159,642
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,458,470
契約資産（期首残高）	—
契約資産（期末残高）	7,112
契約負債（期首残高）	901,189
契約負債（期末残高）	1,243,636

契約資産は、主に開発サービスの提供等において進捗度の測定に基づいて認識した収益にかかる未請求売掛金であります。契約資産は、顧客の検収等により売上債権へ振り替えられます。

契約負債は、主に監視サービス及び製品販売、保守サービスにかかる顧客からの前受金に関連するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、760,444千円であります。

②残存履行義務に配分した取引金額

残存履行義務に配分した取引金額の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度
1年以内	19,502,394
1年超2年以内	2,448,859
2年超3年以内	1,062,505
3年超	943,088
合計	23,956,847

15. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 529円60銭

(2) 1株当たり当期純利益 49円26銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託及び従業員向け株式給付信託に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、株式給付信託は302,800株、従業員向け株式給付信託は490,400株であります。また、1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、株式給付信託は245,354株であり、従業員向け株式給付信託は420,405株であります。

16. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社ラック
取締役会 御中監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	木 村	直 人
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	相 馬	裕 晃
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	宮 澤	勇 貴
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラックの2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ラック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の「7. 連結貸借対照表に関する注記（2）偶発債務」に記載されているとおり、会社は、株式会社日本貿易保険から、次期貿易保険システム業務システム開発請負契約に関して請負代金返還等請求訴訟を提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月9日

株式会社ラック
取締役会 御中監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	木 村	直 人
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	相 馬	裕 晃
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	宮 澤	勇 貴
業 務 執 行 社 員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラックの2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の「7. 貸借対照表に関する注記（3）偶発債務」に記載されているとおり、会社は、株式会社日本貿易保険から、次期貿易保険システム業務システム開発請負契約に関して請負代金返還等請求訴訟を提起され係争中である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式でも出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役社長とも意思疎通を図り意見を表明いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社の事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社ラック 監査役会

常勤監査役	伊藤	信博	Ⓔ
社外監査役	蜂屋	浩一	Ⓔ
社外監査役	関根	良太	Ⓔ

以上